

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月14日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、交付申請額に変更がない場合を除く。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。